

# 新規出店検討基準

## (目的)

第1条 本基準は新規出店マニュアルの定めにもとづいて、新規出店に関する基準について定めるものである。

## (主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門および責任者は店舗開発部シニアマネージャーとする。

## (出店基準)

第3条 新規出店の基準は次のとおりとする。開発担当者は、各々の条件に合う立地の情報収集および候補地の選定に当たるものとする。

- (1) 乗降者数
- (2) 人口及び人口ランキング
- (3) 予想カウンセリング数/日
- (4) 上記を基準として出店検討を行なうが、これに外れる場合は、別途取締役会で報告するものとする。

## (附則)

1. この基準の変更は、パーソナルトレーニング事業部長の決裁によるものとする。
2. この基準は、平成28年6月29日より実施する。

平成28年8月1日 改定・実施

平成30年3月20日 改定・実施